

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	佐野市

佐野市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名	産業文化スポーツ部 農山村振興課
所 在 地	栃木県佐野市田沼町 974 番地 3
電 話 番 号	0 2 8 3 - 6 1 - 1 1 6 3
F A X 番 号	0 2 8 3 - 6 1 - 1 1 4 2
メールアドレス	nousanson@city.sano.lg.jp

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、アライグマ、ツキノワグマ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ヒヨドリ、カワウ、カルガモ、アオサギ、ドバト
計画期間	令和７年度～令和９年度
対象地域	佐野市全域

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和５年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稻、麦類、豆類、雑穀、野菜、イモ類等	3, 7 8 4, 0 0 0円 6 1 6 a
ニホンジカ	水稻、麦類、豆類、雑穀、野菜	5, 1 8 6, 0 0 0円 9 2 7 a
	樹木等※	— —
ニホンザル※	水稻、野菜、果樹、雑穀等	— —
ハクビシン	野菜、果樹等	7 1, 0 0 0円 1 3 a
アライグマ	水稻、野菜、果樹等	5 4, 0 0 0円 7 a
ツキノワグマ※	果樹、樹木等	— —
鳥類	麦類、雑穀、野菜、果樹、水稻、魚類、生活被害等	1, 4 7 3, 0 0 0円 2 0 2 a

※被害報告はあるが、正確な被害金額や面積については不明

（２）被害の傾向

イノシシ ニホンジカ	市内中山間地域のほぼ全域に生息している。また、河川を移動経路とし、新たに市内南部の河川敷や河川流域の平野部へ分布が拡大しており、河川周辺の市街地や住宅地での出没も発生している。今後はさらに生息域が拡大していくと思われる。 イノシシについて、生息域周辺での水稻、麦類、イモ類、雑穀等の被害が多く、掘り起しによる畦畔や水路等の農業施設被害や宅地周辺でも掘り起し被害が発生している。 ニホンジカについて、生息域周辺での水稻、麦類、豆類、
---------------	--

	雑穀、野菜の被害が目立っているが、林業被害も発生している。また、交通事故や人身被害も発生している。
ニホンザル	以前は市内山地の北部のみに生息していたが、年々南下しており、市内中山間地域を好適な環境を求め、周期的に移動している。 家庭菜園を含め野菜や果樹などの農作物被害が多くなっているほか、雨樋や屋根瓦などが壊され、生活環境被害の報告も多くある。また、人慣れし、追い払いをしても逃げずに威嚇してくる個体も多くいることから人身被害の懸念がある。
ハクビシン アライグマ	果樹等の被害とともに、家屋侵入による騒音や糞害等の被害も発生している。また、空き家や管理されていない建物に棲みついたり、水路を移動経路としたりし、生息域を拡大させ、市内全域に生息している。
ツキノワグマ	市内の中山間地域以北に生息している。山地の堅果類が凶作の年に集落への出没が多くなる傾向にある。また、河川内にある管理されていない果樹（桑やクルミなど）や人家周辺にある放任された果樹（柿や栗）が出没の誘因物となり、人身被害の懸念が高まっている。また、林業被害も発生している。
鳥類	市内全域に生息している。麦類、野菜の農作物被害が多い。ドバト、カラス、ムクドリは、糞害や騒音等の生活環境被害が多い。ヒヨドリは、春先のかき菜の被害がある。カワウやサギ類は、稚アユに対する被害額が大きいものと思われる。カルガモによる水稻の被害がある。

（３）被害の軽減目標

指標	現状値（令和５年度）	目標値（令和９年度）
イノシシ	3, 784, 000円 616a	2, 649, 000円 431a
ニホンジカ	5, 186, 000円 927a	3, 630, 000円 649a
ニホンザル	— —	— —
合計	8, 970, 000円 1, 543a	6, 279, 000円 1, 080a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	市の事業 栃木県猟友会安蘇支部（以下「猟友会」という。）にイノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ及び鳥類の捕獲を委託している。 ハクビシン、アライグマについては、被害農家等に小型箱わなの貸し出しを行っている。 R3 89 件 R4 83 件 R5 78 件 佐野市有害鳥獣被害対策協議会（以下「協議会」という。）の事業 イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの捕獲わなを作成及び購入し、猟友会に貸与している。 わな猟初心者及びわな猟に興味のある方を対象に講習会を行っている。 捕獲鳥獣の処理方法 有害捕獲従事者の負担軽減のため、市焼却施設により無償で焼却処分を行っている。	猟友会員の高齢化、若年者の補充が少ないことから狩猟免許所持者の確保が必要であるため、狩猟の公共的な役割と意義、必要性などについて、広報紙などにより広くPRし、狩猟免許取得の促進を図り、有害捕獲従事者確保に繋げる必要がある。 被害農家等に対し、ハクビシン、アライグマの効果的な捕獲の技術指導が必要である。また、個体捕獲後の止めさしに対する支援も課題である。 効率的な捕獲を図るため、従来での捕獲の方法に加え、ICTの導入や普及促進が今後の課題である。 講習会に参加した方を狩猟免許取得、有害捕獲の実施に繋げ、捕獲従事者を増加させることが必要である。
防護柵の設置等に関する取組	協議会の事業 電気柵購入補助 農家等の申請に基づき、協議会が取りまとめて電気柵を購入する。申請者は、購入金額の約4割を	電気柵の設置にあたり、雑草の繁茂による漏電や夜間のみの稼働等により、電気柵の効果が十分に発揮されていない事例が多く、適

	差し引いた金額を負担する。 R3 31 基 8,300m R4 47 基 9,700m R5 29 基 6,900m 侵入防止柵設置（整備及び補修） 地域団体の申請に基づき、協議 会がワイヤーメッシュ柵を購入 し、申請団体に現物支給する。設置 及び維持管理は団体が実施する。 R3 6 団体 1,303m R4 4 団体 751m R5 6 団体 846m	切な指導が必要である。 侵入防止柵について、里山林整 備事業終了後の維持管理がなされ ていない地区もある。また、沢や林 道など、設置場所の切れ目で被害 が発生している。獣や倒木により 柵が破損され、そこから獣が侵入 し、被害が拡大している地域もあ る。他に、高齢化や労力不足により 柵の設置や補修ができない地域が ある。
生息環 境管理 その他 の取組	市の事業 野生獣被害軽減のための里山林 整備 県民税を財源とした「明るく安 全な里山林整備事業」により緩衝 帯を設置し管理している。 R3 18 団体 103.9ha R4 17 団体 102.7ha R5 16 団体 99.1ha 獣害対策講座 市職員により、要望がある地域 に出向いて、被害防止対策の講座 を行い、「地域ぐるみによる被害対 策」の推進を図っている。 生活環境被害対策 住宅地周辺の生活環境被害につ いて、対策指導を実施している。	耕作放棄地や藪化した河川が多 く、野生獣の住处や移動経路とな っているため環境整備が必要であ る。 様々な獣種による複合被害に対 し、地域ぐるみによる総合的対策 が必要であるが、山間地域では、高 齢化や過疎化が著しく、被害対策 に限界が生じている。 農作物の残渣や放任果樹が獣を 誘引しているため、住民への環境 整備の重要性の周知徹底が課題で ある。

（５）今後の取組方針

○捕獲について

有害鳥獣の捕獲について、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の捕獲は従来どおり猟友会に委託する。また、捕獲体制を補完するため個人による捕獲を実施する。

捕獲わなについて、捕獲を実施する従事者の意見を踏まえて整備し、捕獲体制の強化を図る。また、ICT の活用により捕獲活動の効率化を図れるよう捕獲従事者に働きかける。

わな猟講習会の開催により、有害捕獲従事者の確保に努める。

有害鳥獣捕獲従事を条件に、わな猟免許取得者に対し支援する。

○防護について

防護柵について、雑草の繁茂による漏電や破損箇所からの侵入等、効果が十分に発揮されていない事例が多いため、電気柵の設置講習会や侵入防止柵の維持管理指導を実施する。

また、ニホンザル対策について、地域ぐるみによる効果的な被害対策を指導する。

○環境整備について

里山林整備事業について、侵入防止柵の設置と組み合わせることで相乗効果が発揮されるため、事業の連携を図り総合的な対策を推進する。

放任果樹について獣を地域に誘引させない対策をする。

○その他

野生鳥獣との共生を考慮し、加害獣の捕獲、生息環境の管理、獣の侵入防止に努める。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルについては従来のとおり猟友会に捕獲業務を委託する。また、捕獲体制を補完するため被害地区の状況に応じて個人等による捕獲を支援する。さらに、鳥獣被害対策実施隊と連携し、効果的な捕獲を実施する。

ハクビシン、アライグマ及び鳥類については、被害者又は被害者から依頼を受けた者が許可を受け捕獲を実施する。

ツキノワグマについては、対処捕獲とし、人の生活圏に繰返し出没し人身被害の恐れがある場合、有害捕獲従事者の中で適切な者に捕獲の許可を与える。

また、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に定める条件を満たした場合、人への安全対策を十分したうえで危険鳥獣に対し緊急銃猟を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 7～9 年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン アライグマ	・ 捕獲強化のため、わなの購入及び作成 ・ 有害捕獲従事者確保のため、わな猟講習会の実施 ・ ICT 活用による捕獲効率の向上 ・ 小型箱わなの貸出及び捕獲技術指導

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルについては、過去の捕獲実績や被害の程度、有害捕獲従事者数などを勘案して捕獲計画数等を設定する。また、イノシシについては、個体数が増加傾向であることから捕獲を強化する。 ハクビシン、アライグマは、被害者又は被害者の依頼を受けた者が許可を得て捕獲する分を捕獲計画数とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
イノシシ	2, 3 0 0	2, 3 0 0	2, 3 0 0
ニホンジカ	1, 8 0 0	1, 8 0 0	1, 8 0 0
ニホンザル	1 5 0	1 5 0	1 5 0
ハクビシン	1 5 0	1 5 0	1 5 0
アライグマ	1 5 0	1 5 0	1 5 0
ツキノワグマ	必要最小限	必要最小限	必要最小限
鳥類	必要最小限	必要最小限	必要最小限

捕獲等の取組内容
イノシシ、ニホンジカの捕獲手段は箱わな、くくりわな及び囲いわな、ニホンザルの捕獲手段は大型囲いわなまたは箱わな、ハクビシン及びアライグマの捕獲手段は小型箱わなによる。イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン及びアライグマの捕獲は通年行い、捕獲場所は加害獣の選択捕獲の観点から被害発生地又は被害が発生する恐れのある地域とする。 ハクビシン、アライグマについて、被害者自らが捕獲する場合の処分の支援体制を検討する。 ツキノワグマについては、人身被害防止のためやむを得ない場合は関係機関と協議の上、学習放獣を前提としたドラム缶型わなの使用、電気柵の内側にわなを設置する等、加害獣の選択捕獲に努める。 剥皮による林業被害防止のための有害捕獲については、ツキノワグマ捕獲等許可基準により捕獲の判断をする。

鳥類の捕獲は被害状況、実施期間及び区域等を考慮し、主に銃器による捕獲を実施する。

また、捕獲行為が希少猛禽類その他の野生生物の生息に支障とならないよう配慮する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

大型獣（イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ等）の緊急捕獲等を想定し、捕獲及び止め刺しに使用する。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
佐野市全域	全ての鳥獣

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和７年度	令和８年度	令和９年度
イノシシ ニホンジカ	ワイヤーメッシュ柵 800m	ワイヤーメッシュ柵 800m	ワイヤーメッシュ柵 3000m
イノシシ	電気柵 5,000m	電気柵 5,000m	電気柵 5,000m
ニホンジカ	電気柵 10,000m	電気柵 10,000m	電気柵 10,000m

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	令和７年度～令和９年度
イノシシ ニホンジカ	・ワイヤーメッシュ柵設置団体に対して学習会や集落点検を行う。 ・防護柵の維持管理指導を行う。

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

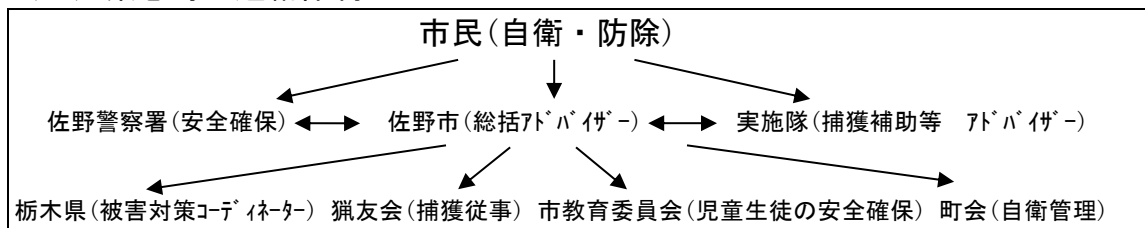
対象鳥獣	取組内容
	令和７年度～令和９年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン アライグマ ツキノワグマ	・里山林整備事業を行う。 ・実施隊による被害防止対策指導を行う。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
佐野市	関係機関への通報、防災行政無線による緊急放送 広報車による緊急パトロール、県を交えての加害獣に対する対応判断、被害防止のための研修・啓発、緊急銃猟実施者
栃木県 (自然環境課・県南環境森林事務所)	市を交えての加害獣に対する対応判断、被害防止のための研修・啓発、緊急銃猟への協力
佐野警察署	関係機関への通報、パトカーによる緊急パトロール 交通の規制、周辺住民の避難・誘導、緊急銃猟への協力
猟友会	状況に応じて追い払い、わなによる捕獲又は銃器による捕獲、緊急銃猟による捕獲者
実施隊	被害発生地区の調査・巡回、被害対策に係る指導及びサルの追い払い
町 会	回覧等により各世帯に注意喚起
佐野市教育委員会	児童生徒への注意喚起及び安全確保

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

市の焼却場での焼却又は埋却処分を基本とする。ただし、埋却処分については、捕獲現場からの搬出が困難な場合に限り、周辺の環境に悪影響を及ぼさないよう適切な処理をする。

イノシシ肉及びシカ肉については、原子力災害特別措置法に基づく出荷制限があることから、捕獲従事者にその旨を周知徹底し自家消費の自粛を促す。

イノシシについては、県内で豚熱に感染した個体が確認されていることから、捕獲で使用した靴、衣類、道具、車両等の消毒を行う。また、捕獲したイノシシを現場に埋却せず搬出する場合、血液等が漏出しないようビニールで密閉する等の防疫措置を講じながら捕獲を強化する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	原子力災害特別措置法に基づく出荷制限があることから、当分の間、食肉としての活用を行わない。今後の有効活用のため、市で独自にイノシシ肉の放射性物質検査を行うとともに解除後の利活用に向けて調査研究を行う。
----	--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	佐野市有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役 割
被害地区の代表者	被害状況の把握、協議会事業の推進
猟友会	わな猟講習会への協力、有害鳥獣の捕獲
佐野農業協同組合	組合員への研修、被害に強い栽培方法の普及
栃木県農業共済組合 安足支所	共済加入者の防護柵設置への支援
みかも森林組合	森林被害の防止対策
佐野市農業委員会	耕作放棄地対策
佐野市	協議会事業の実施、協議会事務、連絡調整

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
栃木県 (自然環境課・経営技術課及び その出先機関)	市や協議会の行う被害防止対策及び捕獲に対する経費的・技術的支援 有効な被害防止対策や捕獲方法についての情報収集や試験研究
県南地域鳥獣被害対策連絡会議	県南地域における野生鳥獣による被害防止対策の推進 各構成機関の連携による取組及び情報交換
両毛有害鳥獣対策担当者会議	各構成市間の情報交換、担当者レベルでの懸案事項の解決策の検討
宇都宮大学	地域連携協定に基づく研修会・講習会への講師派遣 効果的な被害防止対策の助言及び助言
東京農工大学	同上
佐野市教育委員会	各構成機関の情報交換及び児童生徒への安全対策の指導
渡良瀬川イノシシ対策連絡会	各構成機関と対策方法や調査等の情報共有

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

令和元年12月1日に佐野市鳥獣被害対策実施隊を発足。被害状況調査や被害対策に係る指導等を行うことで効果的、効率的な被害防止対策を実施し被害軽減を図る。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣管理士の活用と連携

鳥獣管理士に集落点検、研修講師及び防護柵設置指導等の活動の場を提供する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害範囲が市全域に及ぶものや人身被害が予想されるものについては、被害防止のために市民一人ひとりの理解が必要であることから、広報誌やホームページ等により被害防止対策の普及、啓発に努める。